



令和4年5月26日

大田区議会議長

鈴木隆之様

防災安全対策特別委員長

長野元祐

防災安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

1 調査事件

- (1) 防災対策について
- (2) 危機管理対策について
- (3) 地域防犯対策について

2 中間報告

本委員会では、地震や台風をはじめとする自然災害、また、多様化、巧妙化する犯罪から区民の生命、財産を守り、区民が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を行ってきた。昨年5月に中間報告を行っているので、ここで、主に昨年6月以降に行った調査・研究結果について報告する。

(1) 防災対策について

首都直下地震、風水害等による自然災害から、区民の生命、財産を守るためには、現存するあらゆる資源を活用し、「自助」「共助」の連携による地域力と公助力を結集した災害対応体制の構築が求められている。区は地域の防災力を強化していくために常に実行性のある計画とするため「大田区地域防災計画」の改訂を重ねるなど、ハードとソフトの両面にわた

り、地域と一体となって総合防災力の強化を進めている。

① 大田区地域防災計画（令和4年修正）の策定について

大田区地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大田区防災会議が作成する計画である。区及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮するとともに、地域力を結集して「自助」「共助」「公助」の連携を図って、区の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、災害から区民の生命、身体及び財産を保護することを目的として作成されている。

区からは、大田区地域防災計画（令和4年修正）について、東京都への事前協議やパブリックコメントの実施を経て修正素案を作成し、令和4年2月に開催された大田区防災会議において、計画の全体修正について承認を得たことの報告があった。今回の計画修正にあたっては、令和元年東日本台風（台風第19号）から得た教訓や、災害時の新型コロナウイルス感染症対策等の対応を反映させるとともに、東京都地域防災計画や災害対策基本法の改正との整合性を図るべく計画の見直しが行われた。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、あらゆる主体者の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れたとのことである。

委員からは、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を含む災害時における要配慮者対策について、自宅で一人で介護を行う方にも配慮し、医療関係者を交えて計画を作成するなど、きちんと検証しながら計画を積み上げてほしいとの意見のほか、防災会議に出席する方々からの意見も収集し、様々な事例を引いた素晴らしい計画になるよう取り組みを推進してほしいとの意見があった。

本委員会では、地震、風水害等の被害想定や、発災時の支援体制等の調査・研究を引き続き行い、区に対し、区民の声がしっかりと反映された実効性のある計画となるよう求めていく。

② 地震への対応について

令和3年10月7日に発生した千葉県北西部を震源とする地震は、区内で震度5弱を観測した。区からは、区内では人的被害がなかったことや、区に寄せられた建物被害は5件、ライフラインにおいては漏水が2件、公共交通機関は京浜東北線が翌朝まで運転再開ができなかったという状況や、区の対応として、帰宅困難者のために、区役所1階を開放し、

9名を受け入れしたことについて報告があった。

委員からは、帰宅困難者に対して蒲田駅で声掛けして区役所に案内した区の柔軟な対応に対して評価する意見があった。

また、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震は、区内で震度4を観測し、区からは、区内では人的・建物被害はなかったものの、ライフラインにおいて区内約88,350軒が停電する事態となったことについて報告があった。

停電の詳細な原因について、区が確認した範囲では、地震の影響で火力発電所が緊急停止したことの影響を受けた今回の停電は、事故ではなく、安全装置が正常に作動した結果の停電であったとのことである。

委員からは、頻発化する災害に対して区民の不安が募る中、不安を和らげるための備えの具体策を求める要望や、枕元に懐中電灯を置くなど、災害時や突然の停電に備える認識を区民に持ってもらう方法を細かく考えることを求める要望があった。

また、区では、平成20年3月に大田区耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化を推進している。現行の計画では、住宅の耐震化率の目標値が令和2年度末までに95%とされており、令和3年度以降の新たな目標設定が必要となっていたところ、最新の耐震化率を算定したうえで、東京都耐震改修促進計画（令和3年3月）に基づき、令和3年度以降の新たな目標設定をするため計画改定を行った。平成26年度末には85%であった住宅の耐震化率は、令和2年度末には91%となり、目標値には至らなかったものの着実に進捗している中、新たな目標として、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目指すとのことである。木造住宅に関しては木造住宅除却工事助成制度等を個別周知するとともに、分譲マンションに対しては耐震化アドバイザー派遣制度等、合意形成に向けた支援を図ることにより、新たな目標の達成に向けて引き続き、区民の命を守る建築物の耐震化を進めていく。

区民の生命と財産を守るため、本委員会では、この度の地震を新たな教訓に、予期される首都直下地震等へのさらなる備えについて、引き続き研究を重ねていく。

③ 風水害対策の強化について

区では、区内に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風の教訓をもとに、地域防災計画を見直すなど風水害対策の強化に取り組んでいる。大規模水害発生の危機が差し迫った緊急時に、自らの判断で最善の防災行動を選択できるよう、防災意識の普及啓発を図る

ことを目的として、全区民を対象に、インターネット等の情報媒体を活用したオンライン学習訓練と、情報伝達訓練の二つの訓練を実施した。

情報伝達訓練は、区が各種情報媒体を活用して避難に関する防災情報を発信し、区民は各種情報媒体から発信される情報を確認して自身の避難方法について改めて考えるという内容で行われた。参加者アンケートにおいては、今回の訓練は、防災について考える良い機会となったと思うとの回答が多く、エリアメールが届く本格的な訓練でとても良かった、ぜひ今後もこうした訓練を継続してほしいとの声があった。本訓練で明らかになった主な課題として挙げられた、事前周知の徹底が不十分であったことや、防災ポータルサイトへのアクセス集中により、サイトを閲覧しにくい時間帯が発生したことなどについては、区は訓練の実施結果をしっかりと検証し、実災害時の運用に活かしていくとのことである。

委員からは、不具合が生じた防災ポータルサイト及び防災アプリについて、不具合が改善され、区が時間をかけて作ってきたシステムが災害時に使えるようになったことを改めて周知をし、区民に広く使ってもらえるようにすることを求める要望があり、区としては、災害時の重要な情報伝達手段である本システムについて、再発防止を徹底しながら、区民から信頼されるようにシステムの構築を徹底していくとのことであった。

また、区は、災害救助法による救助の対象とならない、小規模な風水害等で被災した区民への応急対策として見舞金等の支払い等を実施しているが、被害の実態に対応するものとなるよう、災害見舞金及び宿泊場所提供者に対する謝礼金の支給額を変更した。事業の公平性や被災世帯の精神的負担軽減の観点から、火災時の消火活動を原因とする水損を被害種類として新たに追加するなどの変更を行ったとのことである。

震災や風水害等の大規模な自然災害の際には、行政が住民の生命や財産を守ることはもちろん、同時に自助、共助の取り組みの推進が重要である。本委員会としては、自助の防災意識を高めるための、マイ・タイムラインの普及をはじめとした区民の安全・安心を守れる施策等、調査・研究を深めるとともに、地震対策にあわせ強化した風水害対策の推進を図っていくことを区に求めていく。

④ 災害時医療救護活動について

区では、大規模な地震が発生した場合に備え、平成25年度から区と医師会、病院等医療関係者を構成員とする大田区災害医療連携会議を設置し、平時から災害時の医療体制について検討している。発災直後から72時間までの間、開設する緊急医療救護所等について、

災害拠点病院を中心に周辺病院との連携を基本とした開設・運営訓練とともに情報伝達訓練を重ねてきた。

区からは、災害時における軽症者救護所の新規開設について報告があった。令和2年12月25日に安田病院が廃院し、令和3年2月8日に牧田総合病院が大森北から西蒲田に移転したため、区内で震度6弱以上の地震が発生した際に緊急医療救護所を開設し、軽症者の救護等を行うことが困難となった。近隣の災害拠点病院である東邦大学医療センター大森病院及び大森赤十字病院は、重症患者を中心に医療を提供するが、大勢の軽症者が治療を求めて災害拠点病院へ集まることにより発生する混乱を少なくすることを目的に、軽症者を中心に治療ができる救護所を大森医師会等関係者と協力し区立入新井第一小学校に開設することとした。開設場所となる区立入新井第一小学校が竣工する令和7年度までの期間は、グリーンベルトと呼ばれる用地内に軽症者救護所を開設し、軽症者救護所訓練も実施するとのことである。

委員からは、災害はいつ発生するかわからない中、仮に1分後に大地震が起きた場合でも、その状況下で救護所を開設し、最低限のことは機能すると言える体制の構築が急務であるという意見のほか、訓練について、コロナの状況を考慮しつつ、コロナ前に実施していた、町会の方に傷病者役として参加してもらおうような、なるべく実際の災害時に近い形で実施を求める意見など、様々な意見・要望があげられた。

本委員会では、大規模災害から区民の生命と健康を守るため、区に対し、平時から様々なことを想定し備えることを求めるとともに、実効性のある取り組みについて、引き続き調査・研究を行っていく。

⑤ 火災予防について

令和3年中の区内火災発生状況は、速報値では、前年比プラス7件で、175件の火災が発生している。前年と比較し、焼損床面積、死者数は減少しているものの、4名の方が亡くなられ、けが人については前年比プラス9名、38名の発生となった。

委員からは、火災原因についての質問があり、区からは、火災原因の第1位は、電気設備機器等、第2位がたばこ、第3位がガステーブルと放火または放火の疑いが同数となっており、東京消防庁全体として第1位が放火または放火の疑い、第2位がたばこ、第3位がガステーブル等の順位になっている状況に比べ、区では特に電気設備等が多い傾向にあるとの説明があった。

火災は、直接区民の生命や財産を奪うだけではなく、隣人をはじめとした地域にも不安を与えるものであり、予防は極めて重要なものである。本委員会では、予防策の啓発や環境整備を引き続き区に求めるとともに、委員自らも地域での啓発に取り組んでいく。

⑥ 災害時協力協定の締結について

区は、災害対策の円滑な実施を図るため、必要と認める業務について、様々な団体との協力協定の締結を推進している。令和3年度も、災害が発生し区内に被害が発生した際、早期の停電復旧に向け協力体制を構築することを目的とした協定や、津波や高潮発生時に一時避難施設としての施設使用の協定、災害応急対策・災害復旧のための対応職員の派遣や、大規模水害・火山噴火発生時等の避難先提供、被災者等に対する物資の供与などの相互協力に係る東京都との協定、被災者が一刻も早く生活再建ができるように、災害総合相談窓口に弁護士との相談ができる場を提供することを目的とした協定など、様々な協力協定の締結について、進捗状況の報告があった。

委員からは、費用負担の実際の清算について、スムーズに進むように話を進めてほしいとの要望や、細かい点まで内容を詰めて、地域防災計画にも反映されることを期待するとの意見、また、災害発生時に混乱が生じ、避難者が大勢殺到した場合にも柔軟に対応できる対応を継続してほしいとの要望などがあった。

本委員会としては、協力協定の内容が災害時にしっかりと機能し、実効性のあるものとなるよう、引き続き区に求めていく。

(2) 危機管理対策について

国内初の新型コロナウイルスへの感染が確認されてから2年以上が経過した。これまでに感染急拡大を繰り返す中で、緊急事態宣言発令や新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等の対応が講じられてきたが、度重なる感染急拡大は、医療ひっ迫、飲食店の時短営業、不要・不急の外出自粛、テレワークによる出勤抑制など、区内事業者をはじめ区民一人ひとりの健康や生活に多大な影響を与えてきた。

区では令和3年4月に区民への1回目の接種を開始したワクチン接種や、新しい生活様式の定着等により、現在、社会情勢は落ち着きを取り戻しつつあるものの、新規陽性者数が高い水準で推移しており、予断を許さない状況である。

区では、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、令和2年2月3日から令和4年

5月11日までの間に、全69回の対策本部会議を開催し、感染状況や緊急事態宣言等に伴う対応などについて確認するとともに、ワクチン接種等の感染症拡大防止や子育て世帯生活支援特別給付金等の区民生活支援、区内中小企業向けの新型コロナウイルス対策特別資金等の区内経済対策、区民への情報発信等の取り組みを行ってきた。

本委員会としては、区民の命と健康、暮らしを守るため、新型コロナウイルスの感染状況や、新型コロナウイルスをめぐる国や都の動向を注視するとともに、危機管理対策について調査・研究を進め、引き続き、状況に応じた迅速で的確な対応を区に求めていく。

(3) 地域防犯対策について

令和3年の大田区における刑法犯認知件数は3,361件、前年比マイナス723件で、23区中の順位はワースト4位となり、自転車盗は1,139件、前年比マイナス340件で、23区中の順位はワースト3位であった。区内の刑法犯認知件数及び自転車盗の件数は、いずれも減少傾向にあり、23区中のワースト順位も、それぞれ順位を下げる事ができた。また、人口千人に対する刑法犯認知件数比率は、4.61件、前年比マイナス0.96件で、23区で7番目に治安が良かったとの報告があった。そのほか、特殊詐欺については、被害件数181件、被害額は3億2,819万円となっており、前年と比較し被害金額は減少しているものの、件数は増加する結果となった。特殊詐欺被害については、件数が増加していることから、今後も抑止効果の高い自動通話録音機の普及を促進するとともに、様々な広報ツールを活用して区民の防犯意識を高めていくとのことである。

委員からは、新種の詐欺が続々と発生する事態に対し、警察や包括支援センターとも連携し、区民を守る立場で対応することを求める意見や、違法とはされない悪徳商法等に対しても、消費者教育が必要であるとの意見があった。

区民を犯罪から守るためには、未然防止の施策とともに、区民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要である。本委員会では、引き続き、区に対し地域防犯対策のさらなる強化を求めるとともに、予防策の効果的な広報・啓発方法について、さらなる調査・研究を行っていく。

(4) 防災安全対策特別委員会の今後の展開

令和3年7月に区が実施した大田区政に関する世論調査では、区の施策の中で特に力を入れてほしい施策について、防災対策を挙げる回答が6割を超えて最も多く、区民の防災対策

への意識の高まりが表れる結果となった。区民のニーズに応えるためには、東日本大震災や熊本地震、大阪北部地震等の経験と教訓を踏まえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じ対応できる防災対策を進めていくことが欠かせない。そして、数十年に一度といわれる大規模な風水害が毎年のように日本の各地を襲う中、令和元年東日本台風の教訓を生かした実行性のある対策が求められている。また、このような災害による被害を最小限に抑えるため、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助を連携させることによって、区と地域での防災対策を一層強化する必要がある。

世界各国の人々の生活に多大な影響を与えた新型コロナウイルス感染症の拡大については、ワクチンの接種や新たな生活様式の定着等により、社会情勢は安定を取り戻しつつあるが、オミクロン株の感染が収束しない中、今後の再拡大も念頭に置きつつ、ポストコロナに向けて変化する生活・価値観を捉えた危機管理対策をしていくことが求められている。

また、地域防犯対策についても地域の防犯力をより一層強化し、犯罪を未然に防ぐことで安全・安心なまちづくりを推進していく必要がある。

区民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、今後もより一層、多様な視点・観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災安全対策特別委員会の中間報告とする。